

「誰もが住みたい小谷村」を目指して

第7回小谷村景観づくり住民懇談会

令和2年（2020年）1月29日

小谷村

1. 前回のふりかえり

第6回懇談会では、
「普通地域」の景観づくりについて
意見を出し合いました。

出された意見：①地域区分について

地域区分（修正案）に対する意見

- 農山村の中で沿道についてのルールを入れたらどうか。
- 「農山村地域」が具体的にどこからどこを指しているのかわかりづらい。
- 「スキー場地域」の名称を「スキー場・観光地域」としてはどうか。

出された意見：② 「普通地域」の景観づくり

どんな所にしたい？

- 豊かに生活している村。
- のんびり長期滞在できる所。
- 森の中にペンション等の宿泊施設が点在し、豊かな自然が残された所。
- 派手な色や奇抜なデザインの建物は小谷村には似合わない。
- 高さ制限と色の規制が必要。
- 農業だけ、観光だけではなく全体を考えて整備を進める。

出された意見：② 「普通地域」の景観づくり

魅力を高めるために何をすべき？（その1）

- 景観の基本は草刈り。
 - 自分たちの周りからきれいにする。
 - 「あれ地をなくす隊」を組織する。
 - ↑ 人手を外から受け入れる仕組み、体制づくり。
 - 昼食の提供。できれば仕事になるように。
 - 安全講習会の開催。
- 一週間程度の「田舎暮らしツアー」の企画と実施。
 - 草刈り、伐採、雪かきなどを体験
- 里山整備。
- 昔見えていた眺望を取り戻す。

出された意見：② 「普通地域」の景観づくり

魅力を高めるために何をすべき？（その2）

- 暮らしに根付いた民宿の運営。
- 地域の助け合い・支え合いの仕組みづくり。
- 無秩序な開発から小谷村を守るルールづくり。
- 開発を抑えて自然を残す。
- 鉄塔についての規制・基準を設ける。
- 「重要文化的景観」の指定を目指す。

出された意見：②「普通地域」の景観づくり

地域づくりの参考となる意見等

- 訪日外国人観光客の集客のために、村が語学訓練を行う。
- 居住している外国人とコミュニケーションをとる。
- 農業だけ、観光だけではなく全体を考えた整備を行う。
→例：塩の道ルートへの舗装工事
- 宿泊施設数は現状で十分。
- 宿泊稼働率60%（できれば70%）を目指す。
- 昔賑わった観光スポットの再現と整備。
- 村が旗振りをしてほしい。

2. 説明事項

- ①景観づくりの地域区分について（確認）
- ②景観づくりのルールについて

①景観づくりの地域区分について

どのようなものか？

- 景観づくりの単位となる地域です。
- これまでの懇談会・勉強会等で次のような意見が出されました。
 - 沿道でも農地と住居が混在する地域があり、農山村の区分にまとめたほうが分かりやすい。
 - 温泉地2ヶ所のうち、小谷温泉は国立公園のルールが適用され、姫川温泉は農山村の趣が強い。
 - 塩の道は小谷村の特徴なので、他と分ける。

①景観づくりの地域区分について

長野県景観育成計画では…

- 次の4つに区分されています。

区 分	該当する地域
都 市	● 都市計画法に基づき用途地域として定められた地域 ※小谷村では該当なし
沿 道	● 高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側30mの地域
田 園	● 国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域（都市、沿道に該当する地域を除く）
山地・高原	● 都市、沿道、田園に該当する地域以外

☞ 小谷村はこのいずれかに該当します

①景観づくりの地域区分について


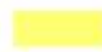





小谷村での地域区分（修正案）

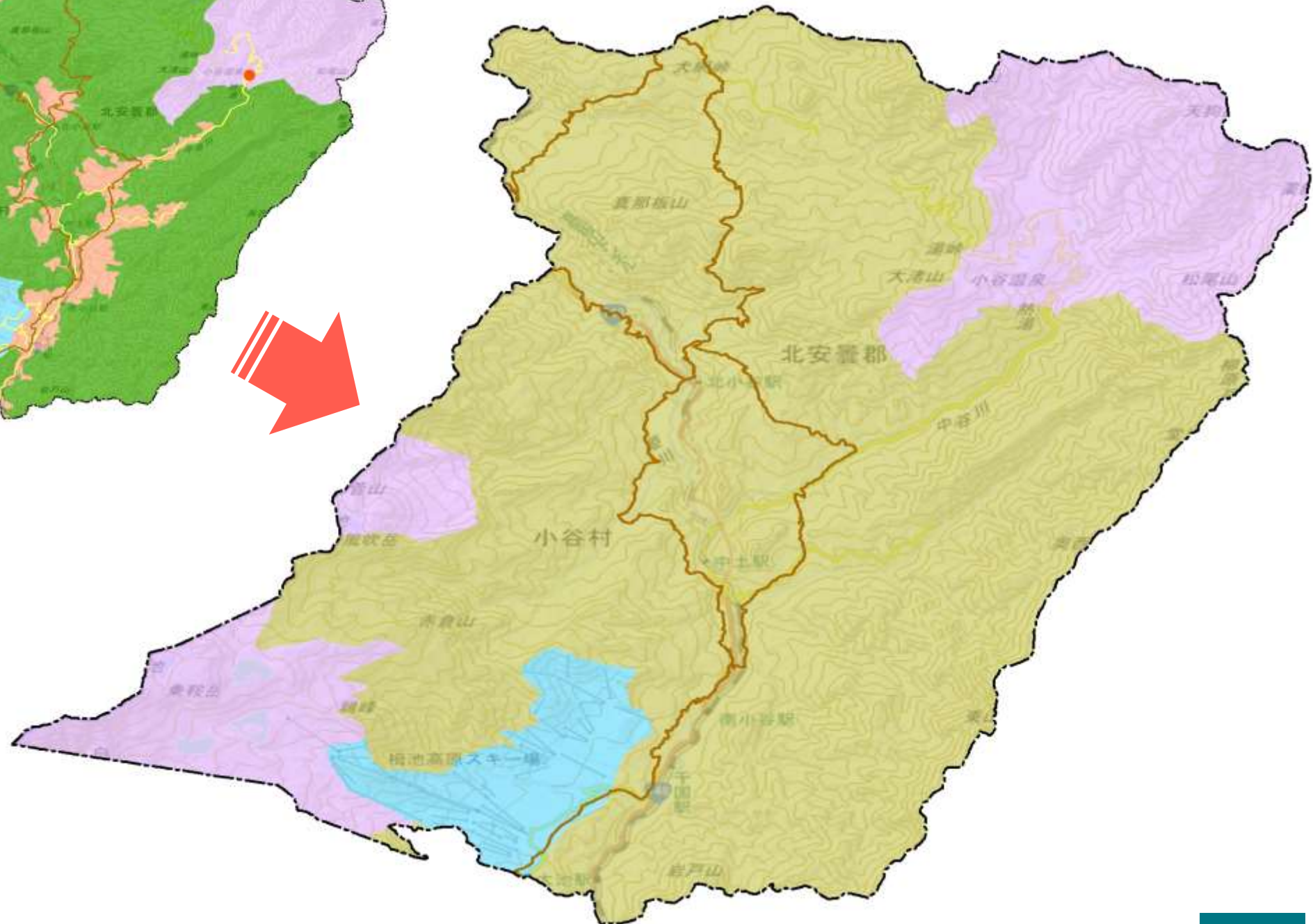
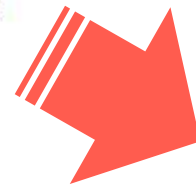
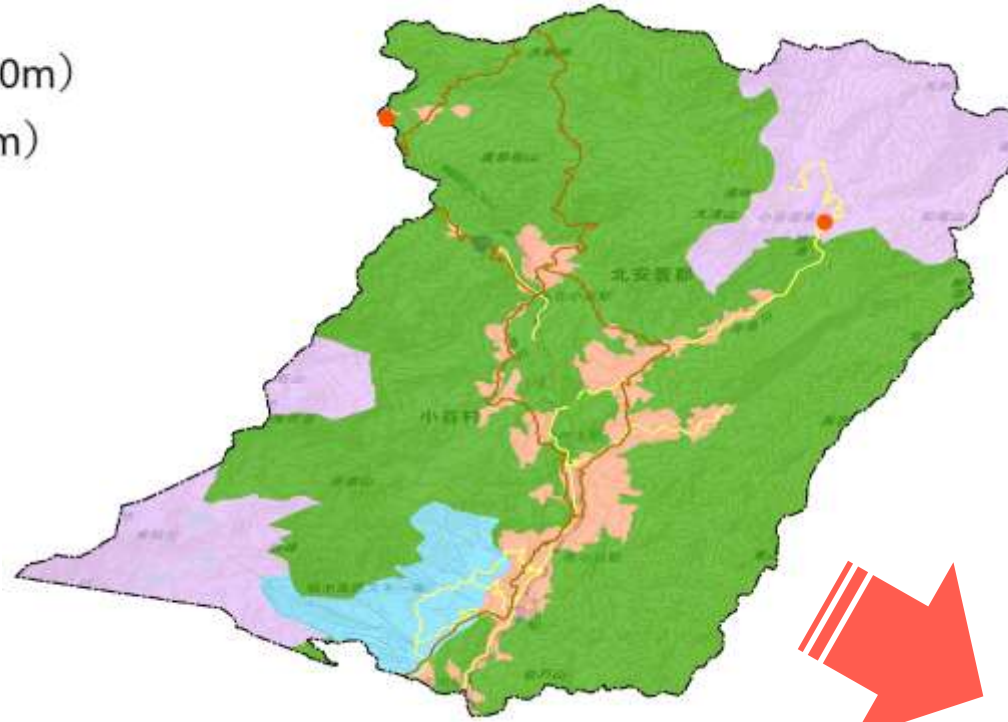
区 分	地域名	該当する地域（案）
普通地域	国立公園	● 中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園に該当する地域
	農山村	● 国立公園、スキー場、塩の道沿道以外の地域
重点地域	スキー場・ 観光	● スキー場及び農山村に該当する地域のうち、村が指定する地域
	塩の道沿道	● 塩の道の両側30mの地域

①景観づくりの地域区分について

地域区分の修正結果

凡例

-  塩の道（両側30m）
-  沿道（両側30m）
-  国立公園
-  山地・森林
-  農山村
-  スキー場地域
-  温泉地



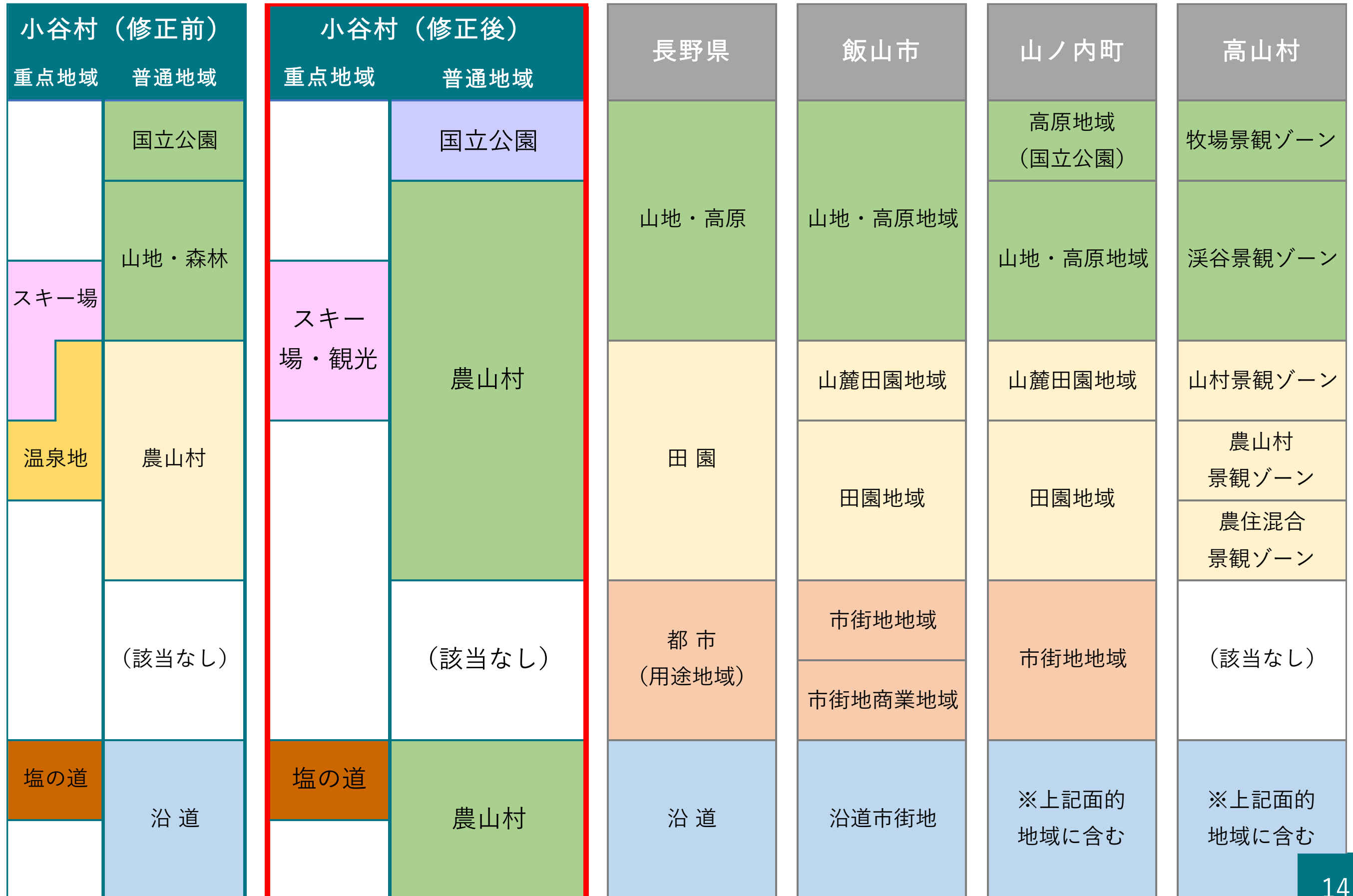
変更前の案

重点地域	普通地域
	国立公園
	山地・森林
スキー場	農山村
温泉地	
塩の道	沿道

変更後の案

重点地域	普通地域
	国立公園
スキー場・観光	農山村
塩の道	

長野県及び県北部市町村との比較



②景観づくりのルールについて

景観育成基準と届出対象行為

- 景観法第8条第2項第2号において、**必須事項**とされています。
- 景観育成基準とは？
 - 届出対象行為についての、地域区分ごとの基準。
 - 行為ごとに良好な景観形成のため必要な制限を定められる。
- 届出対象行為とは？
 - 建設など景観に影響を与える一定規模以上の行為。
 - 景観法に基づき、行為に着手する30日前までに届け出る。
 - 景観形成基準に適合するか審査を行う。

②景観づくりのルールについて

景観育成基準に含める項目

- 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更
 - 配置、規模、形態・意匠、材料、色彩等、敷地の緑化、特定外観意匠※、自動販売機の設置
- 土地の形質の変更
- 土石の採取及び鉱物の掘採
- 屋外における物件の堆積又は貯蔵
- 木竹の伐採

※特定外観意匠：公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩
その他の意匠→屋外広告物など

②景観づくりのルールについて

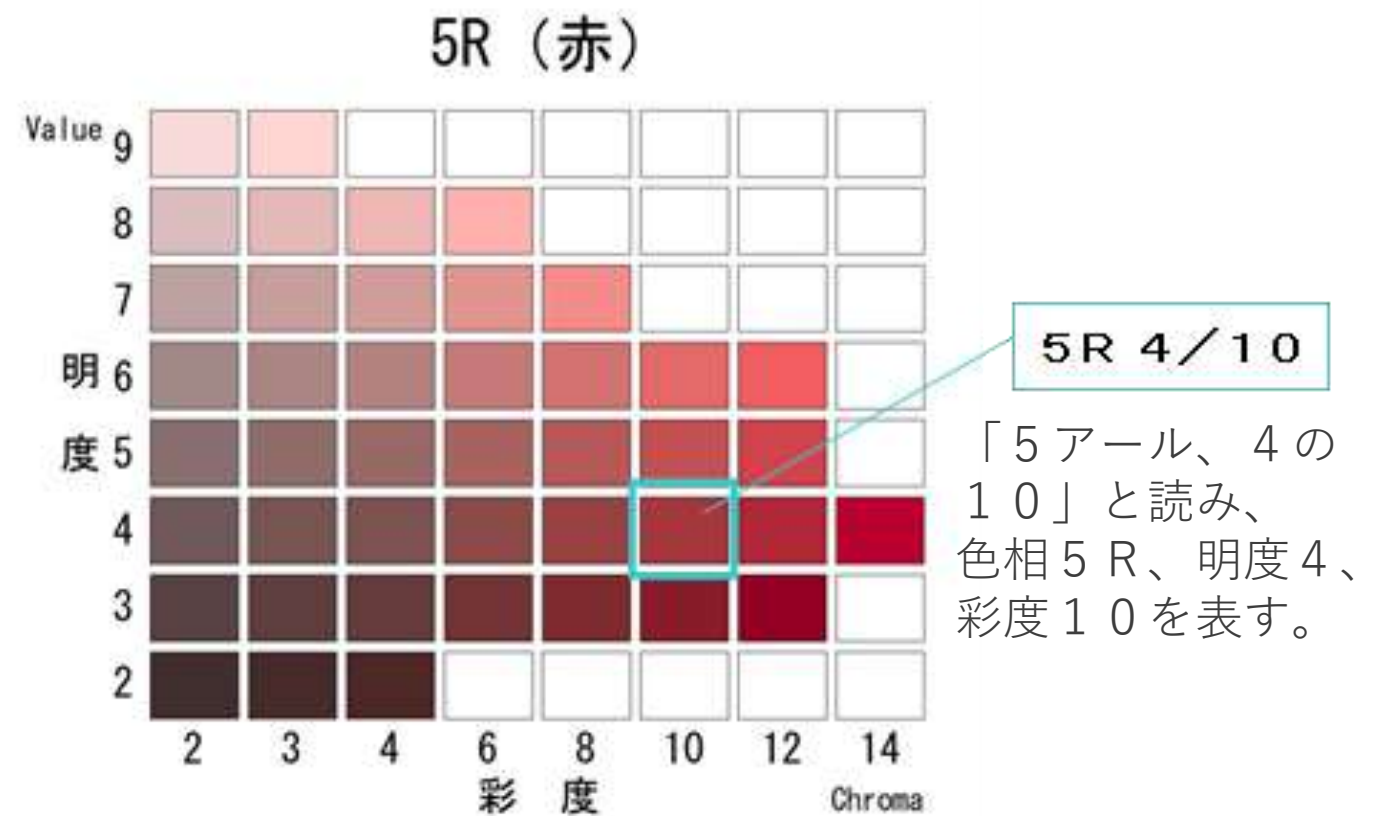
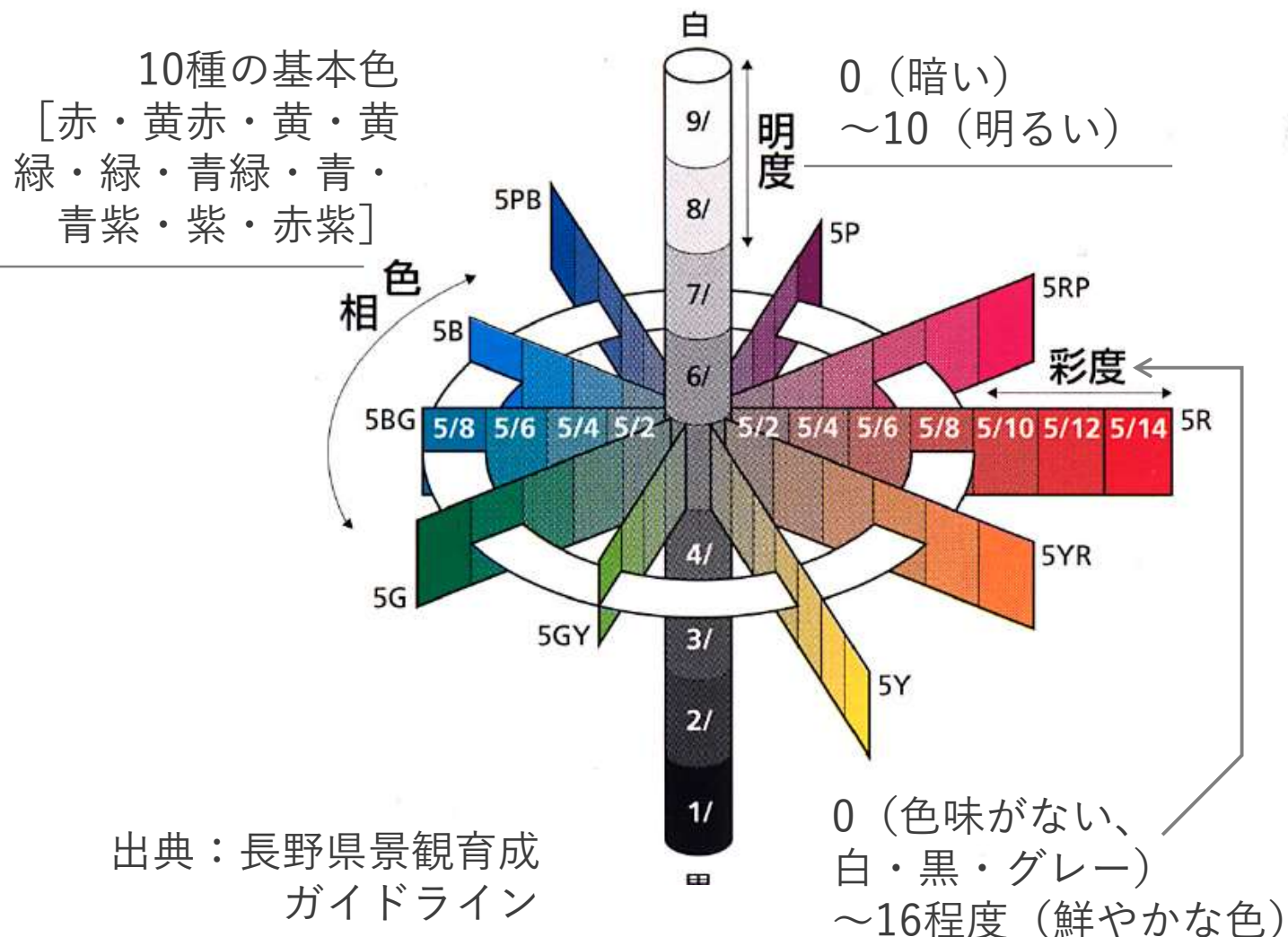
小谷村の景観育成基準案

- 長野県景観育成計画の重点地域における基準を、小谷村に合わせてアレンジ
 - ⇒別紙「小谷村景観育成基準（案）」をご覧ください。
- 県の基準とは異なるポイント
 - (1) 建築物及び工作物…の「ア 配置」、「ウ 形態・意匠」、「オ 色彩等」、「ク 自動販売機の設置」
 - (5) 木竹の伐採

参考：色彩について

色の基準の決め方 [マンセル表色系]

- 色の基準を決める時に用いられる「色の物差し」としては、一般的に「マンセル表色系」が用いられる。
- 1つの色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」の3つの軸で表現するもの。



※お配りした資料もご覧ください。

参考：色彩について

【現状使用されている色】



9B7/9

3R6/9

6R7/10

3. 意見交換

【本日のテーマ】

①景観育成基準について（普通地域）